

浦安市東野地区複合福祉施設通所棟自動販売機設置事業者募集要領

1. 目的

この要領は、東野地区複合福祉施設通所棟内において、利用者が利用する飲料自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を選定するために、必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の入札に参加しようとする方は、この要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

2. 自動販売機設置公募物件

物件名：浦安市東野地区複合福祉施設（東野パティオ）通所棟

住所：浦安市東野1-9-3

施設概要：身体障がい者福祉センター、ソーシャルサポートセンター、地域福祉センター（福祉目的の会議室等貸出事業）など複数の機能を持つ複合福祉施設（4階建て）

利用人数：1日あたり150名～200名程度

開館日：月～土（祝日除く） ※日曜日は利用予約があれば開館

設置場所：下表のとおり

設置場所	設置許容範囲 (幅cm×奥行cm×高さcm)	最低価格 (年額)	台数
1階廊下	145×80×210	275,040円	1台
3階給湯室	100×80×260		1台

【参考】隣接する浦安市総合福祉センター（東野1-7-1）に設置している自動販売機の令和元年度売上実績：1,150,350円

- (1) 設置場所等の詳細は、別添の平面図を参照してください。
- (2) 缶、ペットボトルの自販機とします。
- (3) 平面図と現地に違いがある場合は、現地に合わせていただきます。
- (4) 設置許容面積には、空き容器回収ボックスの設置スペースも含まれます。
- (5) 最低価格には消費税等相当分を含みません。

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 法人市民税（個人にあつては住民税）を滞納していないこと。
- (4) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

- (5) 平成30年度及び令和元年度において、自販機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員等でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。

4. 契約上の主な条件

(1) 貸付期間

貸付期間は、令和2年11月1日から令和7年10月31日までの5年間です。（設置及び撤去に要する期間を含みます。）

(2) 貸付料等

①貸付料

前頁のとおり、浦安市が設定する最低価格以上で、最高の入札価格に消費税等相当額を加算した額をもって貸付料（年額）とします。貸付料は、当初の年度分は貸付期間の開始から起算して30日以内に、次年度の貸付料については、当該年度の4月30日までに、浦安市が発行する納入通知書により納入してください。

②電気料

自販機設置に係る電気料金については設置業者の負担とし、浦安市が発行する納入通知書により、指定された期限までに納入してください（3か月に1度）。使用した電気料金については、当該自販機用の積算電力計（子メーター）を、設置事業者の負担により設置し、次の算定方式により算定します。

※ 月額電気使用料金 = 電気料単価（基本料金を含む）（税込）

× 個別メーターの月間消費電力量

③その他必要経費等

自販機の設置、撤去等及び維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とします。

④延滞金

受託者の責に帰すべき事由により、納入通知書により指定期日までに支払いがないときは、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払い、及び当該遅延により当該遅延利息の額を超えて市が被った損害の賠償を請求することができるものとします。

(3) 貸付上の制限等

次の事項を遵守してください。

- ①貸付物件を自販機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ②自販機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③販売品目はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。
- ④酒類及びその他類似品の販売をしないこと。

(4) 設置する自動販売機

- ①本体規格については、設置許容面積以内で、できる限りユニバーサルデザインの機種とすること。
- ②自販機の設置に当たっては、転倒防止等の安全に十分注意すること。
- ③省エネルギー（ヒートポンプ、ゾーンクーリング、照明の自動点滅・減光、学習省エネ、真空断熱素材、ピークカット等）の機種とすること。
- ④フロン・代替フロン等を使用しない環境対策を考慮した機種とすること。
- ⑤さまざまな電子マネーが利用できること。
- ⑥周囲に配慮したデザイン、色合いとすること。
- ⑦大規模災害時には、市の要請に基づき販売品を無償で提供すること。その場合、自販機の取扱について市に助言または自販機の操作を行うこと。

(5) 維持管理責任

次の事項を遵守してください。

- ①商品については、多様な飲料商品を幅広く取り揃えること。また、時節に応じた商品対応を行い（冬季には温かい飲料を設置するなど）、適時、商品の見直しを図ること。
- ②自販機の維持管理は、設置業者が責任をもって行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、1週間に最低1回以上、商品の在庫状況を調査・確認し、常に売切れ状態がないこと。
また、1週間に最低1回以上、売上状況を調査・確認し、代金回収を行うとともに、常につり銭切れの状態がないこと。本市の指示に従い速やかに指定の位置に、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル）の種類に応じた空き容器分別回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルをすること。
- ③売上実績（売上個数、金額等）を本市が定める期日までに毎月報告するものとする。
- ④衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ⑤自販機の故障に伴う問い合わせ、苦情等については設置業者の責任において対応するものとし、連絡先を見やすい位置に明記すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復をすること。

5. 入札参加申込等

申込みにあたっては、本要領を熟読し契約条件等、確認の上、お申し込みください。

(1) 申込受付期間及び提出場所

- ①期 間 令和2年9月23日(水)～令和2年10月2日(金)
(日曜日及び国民の祝日を除く。)
- ②時 間 午前8時30分～午後5時(正午から午後1時の間を除く。)
- ③場 所 浦安市福祉部障がい事業課
(〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市役所3階)

(2) 提出書類

- ①入札参加申込書
 - ②印鑑証明書
 - ③委任状
 - ④証明書類
 - ア 法人の場合
 - ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書：発行後3か月以内)
 - ・国税の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がない証明書)
 - ・法人市民税の納税証明書(浦安市内に本社、本店又は営業所を有する法人については、直近2年度分の未納税額がない証明書)
 - イ 個人の場合
 - ・住民票
 - ・国税の納税証明書(所得税、消費税及び地方消費税の未納税額がない証明書)
 - ・住民税の納税証明書(浦安市民の方については、直近2年度分の未納税額がない証明書)
 - ⑤直近2年度における自販機の設置を行った実績を証明する書類(使用許可書、契約書等の写し等)
- ※ 証明書類として提出いただく書類は、いずれも発行後3か月以内のもの(複写したものは不可)とします。ただし、⑤の書類は除きます。

(3) 提出方法

提出書類を、申込受付期間中に浦安市福祉部障がい事業課まで持参又は簡易書留にて郵送(令和2年10月2日(金)午後5時必着)で提出してください。持参の場合、入札参加申込締切日の午後5時までに提出がない場合は、受付できませんので、あらかじめ余裕を持って早めに提出してください。また、持参の場合は、持参された方のお名前等を確認させていただきますので、ご了承ください。

(4) 受付

提出すべき書類が整っている場合で、持参された方には、直ちに入札参加申込書に市の受付印を押印したものの写しをお渡します。また、郵送の場合は、受付後速やかに、写しを返送いたします。

6. 入札参加資格の審査及び通知

市において入札参加資格の審査を行い、審査結果を入札参加申込書の「連絡用メールアドレス」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に送信します。

送信予定日 令和2年10月6日(火)

7. 質問及び回答

(1) 質疑期間 令和2年10月6日(火)から令和2年10月9日(金)午前9時まで

(2) 質疑方法 質問は、電子メールにてお願いします。

件名を「東野地区複合福祉施設自動販売機設置質疑について」として下さい。

質問受付電子メールアドレス shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

(3) 回 答 令和2年10月15日(木)までに、入札参加申込書の「連絡用メールアドレス」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に、質問に対する回答を送信します。

※ 質問内容及びその回答は、すべての入札参加者に送信します。

8. 入札及び開札に関する事項

(1) 入札の日時及び場所

①日 時 令和2年10月20日(火)午後2時から

②場 所 浦安市役所4階 S1 会議室

(2) 入札当日に必要なもの

必要な書類がない場合又は書類に不備等があった場合、入札に参加することができなくなりますので、十分確認のうえ、不備等のないようお願いいたします。

<入札に必要な書類等の説明>

- ・入札書(様式4) 封筒に封入すること。
- ・入札書を入れる封筒(様式6) 形状は定型封筒とする。
- ・入札参加申込書(兼受付書)の写し 事前に参加申込みした時の受付書の写し
- ・委任状(様式3) 代理人が入札に参加する場合に必要な(申込みの時点で提出してある場合は不要)

①入札は、代理人に行わせることができますが、この場合、委任状が必要になります。

ただし、法人がその社員に委任する場合は不要です。

②委任状は、本人(委任者)及び代理人(受任者)の実印の押印が必要となります。

③委任状がない代理人による入札はできません。

(3) 入札及び開札の方法等

①入札開始の15分前から入室し、入札参加申込書(兼受付書) (受付印を押した写し)、代理人の方は、委任状(原本)を提出してください。

②入札の当日出席しなかった者又は入札の締切り時間に遅刻した者は、棄権とみなします。

- ③入札参加者は、入札執行に関し、市の担当職員の指示に従わなければなりません。
- ④所定の入札書に、入札者の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入の上、必ず印鑑証明書に登録された印鑑（代理人の場合、委任状に押印されている代理人の実印）を押印してください。
- ⑤入札書記載金額は、算用数字を用い、頭に『金』を必ず記入してください。
- ⑥入札は、入札書を封かんし、入札箱にご自身で投函していただきます。
入札書を定型封筒（長形3号など）に入れ、封をしたうえ、割印を上中下3か所に押印（印鑑証明印）するとともに、封筒表面に「物件名：東野地区複合福祉施設」、「住所」、「氏名（又は法人名及び代表者職・氏名）」を油性黒ボールペンで記入したものを、持参により提出することとします。
- ⑦投函された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- ⑧入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。

（4）落札者の決定方法

- ①落札者の決定は、最低貸付料以上で最高の価格をもって入札した者を落札者として決定します。
- ②落札者となるべき同価格の入札者が2者以上いる場合は、市職員の立会いのもと、くじ引きにより落札者を決定します。

（5）落札額及び契約額の決定

入札書に記載された価格（年額の貸付額）をもって落札額とします。

落札額に契約年数（5年）を乗じた金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。）をもって契約金額とします。

9. 入札保証金

入札保証金の納付は免除とします。

10. 入札の無効

次の事項のいずれかに該当する入札は無効となります。

- （1）入札に参加する資格のない者の入札
- （2）入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
- （3）入札に関し、不正行為があった場合の入札
- （4）最低貸付料に達しない貸付料で入札した者の入札
- （5）その他、指定した以外の方法により入札した場合

11. 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に行政財産の貸付について契約を締結していただきます。なお、契約に際しての契約保証金は免除します。
- (2) 正当な理由がなく、指定期日までに契約を締結しない場合、または、指定期日までの間に契約締結辞退届（様式5）が提出された場合は、設置者の決定を取り消し、入札金額の高い順に契約交渉を行います。
- (3) (2)により設置業者の決定を取り消された者（指定期日までの間に契約締結辞退届（様式5）が提出された者は除きます。）は、次回からの入札参加資格がないものとします。

12. 入札結果の公表

入札結果につきましては、市ホームページ上にて、その内容（設置場所、落札金額、落札者）を公表します。